

選挙人名簿閲覧する際の留意事項

富士吉田市選挙管理委員会

〈閲覧の方法等〉

1. 閲覧は委員会の職員の立会いのもとで行っていただきます。
2. 閲覧は読み取り又は筆記といたします。
3. カメラ及びカメラ付携帯電話並びに録音機その他の機器による複写及び撮影並びに録音はできません。
4. 閲覧した筆記記録は、事務局にて写しをとらせていただきます。

〈閲覧者に対する本人確認〉

閲覧者が閲覧をするにあたっては、本人であることが確認できる書類を提示していただきます。

※顔写真付の身分証明書の原本（免許証、旅券、マイナンバーカードなど）

〈閲覧の拒否・中止〉

閲覧事項を不当な目的に利用される恐れや、適切に管理することができない恐れがある場合は閲覧を拒否させていただきます。また、規定に違反したときや委員会の指示に従わない場合は閲覧を中止させていただきます。

〈閲覧情報の多目的利用、第三者提供の禁止〉

閲覧により知り得た事項を、本人の事前の同意を得ないで利用目的以外の目的に利用し、又は事前に申し出た以外の者に取り扱わせることは禁止されます。

〈氏名・利用目的の概要等の公表〉

毎年少なくとも1回、選挙人名簿抄本の閲覧状況について、閲覧申出者の氏名、閲覧対象となった選挙人の範囲、利用目的の概要等について公表します。

〈罰則の整備〉

1. 偽りその他不正の手段により閲覧した場合や多目的利用・第三者提供をした場合、30万円以下の過料が課せられます。（法225条の4）
2. 市選挙管理委員会の命令に違反した場合、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金（法236条の2）

選挙人名簿閲覧する際の申請方法

【閲覧の申請方法】

- 申出書は、直接お持ちいただくか郵送してください。
- 閲覧申請の際には、閲覧者の本人確認をするため、免許証等、写真のついた身分証明書をお持ちいただくか、写しを添付してください。
- 1回の申請につき、閲覧日は最長3日間。また、1度の閲覧にあたり、同時に閲覧できる方は事前に名簿を提出していただいた4人までとします。
- 先に申請された方を優先するため、閲覧希望日が閲覧可能かどうか事前にお電話でご確認ください。
- 閲覧の目的により用紙が違います。それぞれの目的に合った用紙を使用し
てご記入ください。
- 手数料は無料です。
- 受付時間は、月曜～金曜（祝日、12月29日から1月3日までを除く。）
午前8時30分から午後5時まで
- 閲覧に供する選挙人名簿抄本は、**住民基本台帳事務処理要領**に基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧等におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための措置を受けている者に係る記載のある部分を除いたものです。
- 申請受付後、閲覧の可否及び閲覧日をあらためてご連絡いたします。

〈受付窓口〉

富士吉田市選挙管理委員会 事務局

〒403-0004

富士吉田市下吉田5丁目27番15号

0555-28-7366